

環境

環境監視体制の確立

環境監視体制の確立
現段階で予測し得なかつた著しい影響が見られる場合、迅速な情報提供を行うとともに、環境に及ぼす影響を調査し、関係市区と調整し対策を実施する

市

監視システムを構築し、運営するにあたり、学識経験者や関係市区の環境担当者を含む総合的な環境監視体制の確立を要望

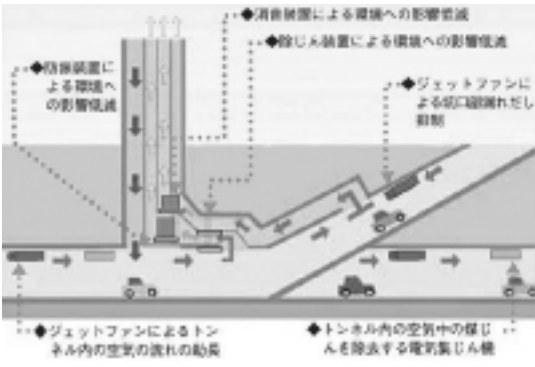
大気質(換気所への対応)

換気塔からトンネル内の空気を外に放出する前に浮遊粒子状物質(SPM)を含む煤じんを極力除去できる除じん装置(電気集塵機、もしくは除じんフィルター)を換気所に設置
最新の処理技術である低濃度脱硝装置の性能を把握し、環境負荷の低減効果を確認する

市

換気所については、施設の処理技術の高度化、縮小化とともに、脱硝装置の採用など環境に対する地域への影響が最小限となるよう最新の処理技術を採用するよう要望

【換気所における大気への対応】対応の方針(素案)より



*トンネル内にはトンネル内の空気を換気所に導くため、ジェットファンを設置するとともに浮遊粒子状物質(SPM)を除去する電気集じん機を設置する計画

環境影響評価法に基づく環境基準の達成のみにとまらず、一層の安全性の確保と更なる環境負荷の低減に努めることを要望

換気所の故障時の対策、維持管理方法について、処理機能低下が生じないよう適正に対応することを要望

騒音

排水性舗装の敷設や遮音壁の設置、橋梁部において極力ジョイント部を少なくする構造を採用
換気所への換気ダクトの曲がり部の設置、消音装置の設置、防振装置の設置を実施

市

環境施設帯は騒音対策等の効果が大きいことから、東八道路インターチェンジ出入口付近等については、緑地帯の幅をより広くするなど十分な環境配慮に努めることを要望
掘削部の騒音対策について、可能な限りの蓋かけを要望。できない箇所は、側壁に遮音パネルを設置するなど、騒音対策に万全を期すことを要望

地下水

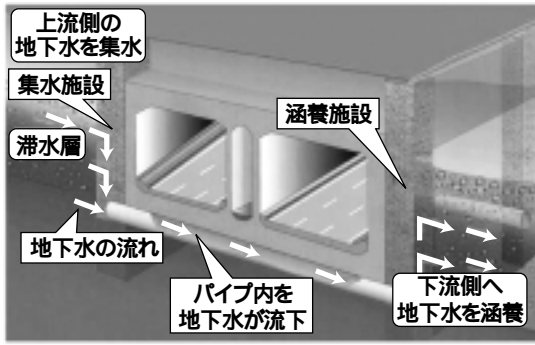
地下水位について、モニタリング調査を実施し、結果については適切に公表する

市

現段階で予測し得なかつた著しい影響がみられる場合には、迅速な情報提供を行い、環境に及ぼす影響を調査し、必要な対策を実施する
浅層地下水の流れを遮断することへの対策として、地下水流動保全工法を採用することから、地下水の水位は保全されることにも、地盤沈下はほとんど生じないと考える

市

地下水の影響については、工事前から観測井による定期的な水質調査等を実施する等の観測体制の整備を要望
結果を閲覧できる監視システムの構築を要望
更新されるデータを定期的に分析し、わかりやすく公表することを要望
分析結果により新たな事実が判明したときは、速やかに公表し、必要な対策を実施することを要望



【地下水流動保全工法イメージ】
*地下水流動保全工法は、「集水・涵養部」を井戸やパネル構造とするものや「通水部」をパイプや砕石とするもの等様々な工法が開発されています。
対応の方針(素案)より

安全・安心

安全・安心の空間整備

高架下や環境施設帯などの治安悪化対策については、環境施設帯を含むジャンクション部において開放的な空間となるよう努めるとともに、街路灯の適切な設置など高架下の空間の見通しの向上に努める



外環(埼玉区間)における環境施設帯の整備事例 対応の方針(素案)より

市

環境施設帯を含む蓋かけ部などが安全でかつ開放的な空間となるよう施設の整備を進めることや、防犯施設の設置を適切に配置することを要望
新たに整備される都市計画道路や付け替えされる生活道路について、パリアフリー化、街路樹の配置など快適な道路空間の整備、自転車道の設置など生活環境に配慮した整備を要望

防災のまちづくり

市

災害・事故時の対応なく、安全・安心の方針を示したジャンクション蓋かけ部や換気所等の空間を利用し、災害に備える防災拠点・避難場所等の整備について地域住民の意見を聴きながら検討することを要望
集中豪雨による影響を回避するため、雨水貯留浸透施設や集水施設を適切に配置する等の検討を進めることを要望
交通事故や車両火災などの災害時におけるシミュレーションなど安全対策の十分な検討を要望

工事中

市

工事中の安全性の確保及び環境負荷の低減
中央ジャンクションに係る工事車両は、中央高速に直接乗り入れられるようにし、吉祥寺通りなどの地域の一般道路を極力利用しない計画とする
工事中に生じる生活道路の分断に対し、地元の見解を聴きながら機能を適切に確保する道路の整備を要望
通学路を迂回させる場合は、防犯や、交通安全施設の整備を図り、安全・安心の面から支障のない通学路の確保を要望
周囲への大きな影響のある夜間工事は、原則的に行わないが、夜間工事を行う場合は住民生活への影響を最小限にする計画となるよう要望

用地・補償

代替農地の確保

代替農地の確保、斡旋及び情報提供並びにそれらに関する仕組みづくりの検討
農業従事者の意向に沿って代替農地を確保できるように、具現化に向けた仕組みづくりを、早急にかつ積

極的に取り組むことを要望
居住者への対応
住宅の移転に係る適切な補償や代替地の確保等について、所有者の意向を聴きながら誠意をもって対応することを要望
計画線外の残地についても、所有者の意向を聴き、環境施設帯として活用するなどの対応を要望

計画検討の進め方

総合推進組織・窓口の設置

市と連携・協力してそれぞれの個別課題に取り組む事業を進めるにあたり、横断的に関係機関と連携する組織を速やかに設置することを要望
市民の相談を積極的に受け、必要な情報を提供し、不安や心配の解消を図る総合的な市民向けの窓口を設置することを要望

市民と協働のまちづくりの推進

詳細な検討の各段階で、地域の意見を聴きながら具体的な検討を実施する方針を示した
今後、施設の設計や供用後の管理については、市民の創造的な参画を可能とする手法であるワークショップの導入を要望
環境対策などの諸課題の検討については、学識者などの専門家を交えた勉強会等の継続的な開催を図るなど協働によるまちづくりを推進することを要望

市

将来交通需要予測の情報提供
先に国により公表された将来交通需要予測により、全体交通需要が減少する傾向が示されたことから、外環の必要性を疑問視する市民意見もある。国において丁寧に説明することを要望

地上部街路(外環)への適切な対応

地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針を取りまとめていく
住民意見や市の意見を十分に尊重し、地域の特性に合わせた適切な対応を要望
検討過程では、計画予定地についての基本的データを示すとともに道路事業以外に選択肢を広げた上で、慎重な検討を要望

不測の事態への対応

工事後において、設計段階で想定できないような大きな問題が発生した場合には、状況により速やかに工事を中止し、万全の対策を施すことを要望

都市計画変更案に係る42項目の意見書の反映

本要望書及び、都市計画変更案に係る三鷹市の意見書などに盛り込まれた要望について、最大限誠意をもって実現することを求める

「要望書(案):三鷹市

全文をご覧いただくには

「対応の方針(素案)に係る三鷹市の要望書(案)」は下記でご覧いただけます。
・三鷹市ホームページ (http://www.city.mitaka.tokyo.jp/)
・三鷹市役所 相談・情報センター(本庁舎2階) 都市整備部まちづくり推進課(本庁舎5階)
・各市政窓口
・三鷹市市民協働センター

ご意見は市へ 提出方法

「対応の方針(素案)に係る三鷹市の要望書(案)」について、下記の方法でご意見をお寄せ下さい。
募集期間:平成21年2月13日(金)~28日(土)必着(郵送は、当日消印有効)
提出方法:郵送、ファクス、Eメール、直接持参のいずれか
意見の提出先:三鷹市都市整備部まちづくり推進課(下記参照)
意見提出のために必要な記入事項:住所、氏名(法人その他団体の場合は、団体名、代表者氏名、事務所の所在地) ご意見
お問い合わせ先 三鷹市都市整備部まちづくり推進課
〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
☎0422-45-1151 内線2862
☎0422-46-4745
✉machidukuri@city.mitaka.tokyo.jp

「対応の方針(素案):国・都

ご意見は国・都へ 提出方法

意見提出 2月28日(土)必着(郵送は当日消印有効)までに 氏名及び住所(法人、団体の場合は名称・代表者名・所在地) 対象地域、対応の方針(素案)に対するご意見を記入し、郵送、ファクス、Eメールで国土交通省東京外かく環状道路調査事務所宛 〒158-8580 世田谷区用賀4-5-16TEビル7階、☎03-3707-3648、✉gaikan@ktr.mlit.go.jp、または東京都外かく環状道路担当係 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎22階南側、☎03-5388-1354 ✉S0000179@section.metro.tokyo.jpへ